

第11回 都市農地保全自治体フォーラム宣言

都市農地・農業は安全で新鮮な農産物を供給するだけでなく、食育や防災、環境保全など多面的で重要な機能を有しており、都市住民にとっては失ってはならない大切な財産である。

しかし、都市計画法などにおいて、都市農地は宅地化予定地として位置付けられたことにより、東京都内にある都市農地は、減少し続けている。

こうした状況を解決するために、市街化区域内農地の保全という共通の課題を抱えた自治体が結束して、都市農地保全推進自治体協議会を設立し、連携して都市農地・農業の保全と振興を目指す活動を進めてきた。

その結果、一昨年、「都市農業振興基本法」が施行され、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、法に位置付けられ、本年5月には、生産緑地の下限面積の見直しや生産緑地内に設置可能な施設が拡充されるなど生産緑地法等が改正された。

しかしながら、生産緑地の貸借を可能にすることや、相続税

納税猶予制度の適用範囲の拡大などには及ばず、都市農地を保全するためには一刻も早い改善が必要である。

都市農地保全推進自治体協議会は、農林水産省・国土交通省・財務省をはじめとする関係省庁の連携により、これらが早期に実現されるよう、強く国に働きかける。

大都市東京の農地が、まさに重要な転換期である今、大都市東京の農地・農業の保全に向けて全力で行動していくことを、ここ板橋の地において宣言する。

平成29年12月17日

都市農地保全推進自治体協議会